

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宏平会（以下「法人」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事（職員兼務理事は除く）及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員、評議員選任・解任委員（職員兼務委員は除く）の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

3 理事及び評議員が、入札等の立会人として出席したときは、別表1による報酬を支払う。

(監事の報酬)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

2 監事が、監事監査及び入札等の立会人として出席したときは、別表1による報酬を支払う。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

附 則

1. この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表1

役 職	報 酬
理 事	日額 5,000 円
監 事	日額 5,000 円
評議員	日額 5,000 円
評議員選任・解任委員	日額 5,000 円